

大型自走式水洗トイレカー仕様書

第1 総則

1 この仕様書は、大月町（以下「発注者」という。）が購入する大型自走式水洗トイレカー（以下「車両」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。

2 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。

3 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。

4 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、発注者の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて発注者の解釈に従うものとする。

5 付属品、積載品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。

6 提出書類は次によるものとする。

（1）受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。

ア 製作工程表

イ 車両概要図

ウ その他、発注者で指示するもの

（2）完成納入にあたっては、次の関係図書を1部提出すること。

ア 納品書

イ 車両概要図

ウ シャン取扱説明書

エ 艤装部分取扱説明書

オ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し

カ その他、発注者で指示するもの。

第2 納入台数

1 台

第3 仕様

別添1および別添2を満たすものとする。

第4 検査

1 完成検査（納入時検査時）は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。

第5 補則

1 登録等について

（1）トイレカーは糞尿車登録とすること。

（2）予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。

（3）納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自賠責保険料、自動車重量税、登録諸費用、リサイクル料は、別途発注者が支払うものとする。

（4）自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

2 保証

本車両の保証期間は、検収の日より1年間または製造会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。但し、保証期間以降といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行なうこととする。

3 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

4 納入

（1）新規登録後、各部の清掃手入を可能な限り実施のうえ、発注者へ納入すること。

5 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

6 支払い方法

納入後、一括払い

7 納入場所

大月町役場

8 納入期限

令和7年12月26日

9 その他

(1) 仕様書に疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ施工するものとし、新たに指示した事項については本仕様書と同等の扱いとする。

(2) 完成品の回送費用、試験および技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。

(3) 艀装および車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は速やかに発注者に報告するとともに、その被害について一切の責任を受注者が負うこと。

(4) この仕様にない事項については、協議のうえ、決定するものとする。

別添 1

シャシ仕様書

本車両に使用するシャシは、令和 6 年以降に製造されたキャブ付きシャシで、強力かつ堅ろうで車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。また、艀装後の完成品を運用するうえで「準中型免許（中型車 8 t に限る）」で使用可能なものであること

1 型式

（1）使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、おおむね国内全域において走行性能に係る修理・点検が可能なものであること。

（2）最大積載量 3 t 程度のシャシを使用する。

2 車体の形状

シングルキャブ（ワイドキャブ）

3 エンジン

ディーゼルエンジン

4 ホイルベース

メーカー標準仕様

5 駆動方式・変速装置

4WD・オートマチック

6 エンジン総排気量/最高出力Kw（PS）

排気量 4.5ℓ 以下で、最高出力 110Kw（150PS）以上の能力を有すること。または同等以上の能力を有し、資機材の運用に支障のないものであること。

7 乗車人員

大人 3 名以上（荷台座席を除く）

8 電装関係

（1）バッテリー（12V－105AH以上）

（2）外部充電装置（AC100V－DC12V以上）

（3）走行充電装置（SBC）

- (4) バックブザー
- (5) エアコンディショナー（メーカー標準装備品）
- (6) バックカメラ
- (7) カーナビゲーションシステム（モニター含む）
- (9) ドライブレコーダー（前方）

9 計器類

メーカー標準装備品のもの

10 艀装

- (1) バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取付けること。
- (2) バッテリー受け台は、耐酸処理を施すこと。
- (3) 災害用大型トイレカーの要件を満たすよう、給排水等タンク取り付けおよび配管設置を行なうこと。
- (4) 電気機器類等は、適度な防水処理を施すこと。
- (5) 装飾として、車両全体のボディラッピングを施すこと。なお、デザイン等について契約締結後に協議することとする。
- (6) エンジンを停止した状態でトイレ等が使用できるよう、バッテリーを設け、充電方法として、外部電源からの充電、ソーラーパネルからの充電、エンジンオルタネーターからの充電に対応できるよう各装置を取り付けること。

11 付属品

- (1) スペアタイヤ…………… 1 本
- (2) フロアマット……………一式
- (3) 標準工具 ……………一式（ケース付）
- (4) パワーステアリング
- (5) A B S 装置
- (6) S R S エアバッグ
- (7) 被害軽減（自動）ブレーキ機能
- (8) パワーウインドウ
- (9) 泥除け、サイドバイザー
- (10) サンバイザー（助手席）
- (11) L E D フォグランプ（フロント）
- (12) 牽引フック
- (13) 輪留め
- (14) ワイパーブレード

別添 2

艀装仕様書

艀装形態は、災害用大型トイレカーとしての機能を満たし、かつ内装設計に準じたものとし、製作に使用する全ての材質は精選された耐久性に富むものを使用すること。また、専用シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艀装すると共に、利用において必要な資機材等を積載、装備するものであること。

1 完成車両寸法

完成車両の外装の寸法は、おおむね次の寸法を確保する。

なお、当該寸法の範囲と異なる場合は、発注者の承認を受けることとする。

(全長)	7,040 mm	±200 mm程度
(全幅)	2,200 mm	±200 mm程度
(全高)	3,200 mm	±200 mm程度

2 荷室

側板を除く内装部で、おおむね次の寸法を確保する。

なお、当該寸法の範囲と異なる場合は、発注者の承認を受けることとする。

(全長)	5,000 mm	±200 mm程度
(全幅)	2,100 mm	±200 mm程度
(全高)	2,000 mm	±200 mm程度

3 トイレ室内装および便器

- (1) トイレ室の配置設計は、男性用一般個室便所、女性用一般個室便所および多機能個室便所に区分し、各室にドアを設置、また、室内用途別に間仕切りを設置する。
- (2) 各個室便所および通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能便所個室についても、車いす利用者およびその補助者等が使用するために十分な面積を有すること。
- (3) 便器は陶器製または同等以上の製品で、水洗式の小便器および大便器とし、設置個数については以下のとおりとする。

また、全ての大便器の便座は、温水洗浄便座とする。

- ア 男性用 小便器 1、大便器 2
イ 女性用 大便器 2
ウ 多目的用 大便器 1、オストメイト便器 1

(4) 大便器設置の各室には、紙巻、小物収納棚、擬音装置、手摺り、除菌液ホルダーを取り付けること。

(5) 多機能用のトイレ室内におむつ替え台、ベビーキープおよび車いす用補助アームを各1基ずつ設置する。

(6) 多機能用のトイレ室内には、快適に過ごせるよう家庭用エアコンを設置すること。

(7) 区分室内の余剰部に各1基の手洗い機器を設置すること。

なお、トイレタンク上に手洗い管を設置することで、これに代えることも可とする。

(8) LED照明を次のとおり通路部および各個室に設置する。

男性トイレ前通路 1灯

女性トイレ前通路 1灯

男性トイレ室内 各1灯

女性トイレ室内 各1灯

多機能トイレ室内 1灯

(9) 川水やプール等の水を汲み上げることも想定されることから、浄水器を通して給水タンクに水が確保補充できるようにすること。

車両全般の艤装

(1) 艤装材料の厚さは次によるものとする。側板 2.0mm以上

(2) 車両側板の周辺およびステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。

(3) 運転席の室内外に使用する装備等は、メーカー標準装備のものまたは同等以上の性能を有するものであること。

(4) 乗車人員の乗降時においての安全に必要なステップおよび握り棒等を設けること。

(5) ステップ類は、ステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。

(6) ステンレス材等の素材を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の進入を防ぐため外周にコーキング加工を施すこと。

(7) ステンレス材等の素材を止めるボルト、ナット類はステンレス材の物を使用すること。

(8) 取付可能な器具類は、固定金具を設け容易に脱着できる構造とし、受注者仕様で取付ること。

(9) 艤装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと。

5 キャブ内の艤装

(1) 走行時において、乗車人員の安全に必要な手摺等安全帯を設けること。

(2) ルームライトは、車両標準装備のものとする。

6 車体側面

- (1) 男性用出入り口として、車体側面の左側に扉を設け、堅ろうで水密な構造、また施錠可能なものを取り付けること。
- (2) 女性用出入り口として、車体側面の右側（前方）に扉を設け、堅ろうで水密な構造、また施錠可能なものを取り付けること。
- (3) 多機能用出入り口として、車体側面の右側（後方）に扉を設け、堅ろうで水密な構造、また施錠可能なものを取り付けること。
- (4) 昇降用階段を用意すること。
- (5) 昇降時の安全性配慮のため、入り口部に手摺りを取付けること。
- (6) 夜間の使用に備え、階段（足元）入口を照らすセンサーライトや投光器等を各出入り口付近に取り付けること。
- (7) 手摺や階段などの安全配慮部分などで角があれば、バリ取りを行い安全に配慮すること。

7 車体後部

- (1) 車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための電動リフトを設置し、柵などを設置し落下防止対策を行うこと。
- (2) 電動リフトはシャシ内部に格納できるタイプとする。
- (3) リフトの操作はリモコンなどで簡易に操作ができるものであること。

8 車体上部

- (1) 荷室上部に換気扇3箇所以上を設けること。
- (2) 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネル（100W）を1枚以上設けること。

9 車体下部

- (1) 給水用タンク補充用の給水口を設置すること。
- (2) 水道用のポンプを設置すること。
- (3) 排水用タンク処理用の排水口を設け、容易に開閉ができるようにレバーなどを設けること。また、排水不可な状況も考慮し、排水用タンクには、汲み取り口を設けておくこと。
- (4) 上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること。

10 給水用タンク

トイレ水洗いおよび手洗い用の水補給用として、清水 700 L以上の容量の貯水タンクを車両に取り付けること。

11 給水口

給水車等から直接給水できる口径とし、アタッチメントの取り付けを行うこと。詳細は契約締結後に指示する。

12 水道用ポンプ

(1) 水道用ポンプは受注者仕様を基本として、給水用タンクからの送水ポンプ1基を設置する。

(2) 動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。

13 中継用水中ポンプの装備

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプを1基、別に用意し、車内に搭載すること。

14 排水用タンク

汚水等の一時蓄積用として、960L以上の容量のタンクを車両に取り付けること。

また、タンク内の状況が確認できるよう、確認窓等を付けること。

15 排水口

排水用タンク内の汚水処理用の排水口を複数箇所に設置すること。また、アタッチメントを設け、そのアタッチメントも取り外しができるようにすること。

16 ポンプ配管

配管の曲部はつとめて大きくとり、摩擦損失を最小限におさえること。

17 ドレーン

各配管のドレーンを集中すること。

18 その他の艤装

(1) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。

(2) 各収納ボックス、棚は艤装が許す範囲まで大きくすること。

(3) ボックス、ステップ、床等で水の滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

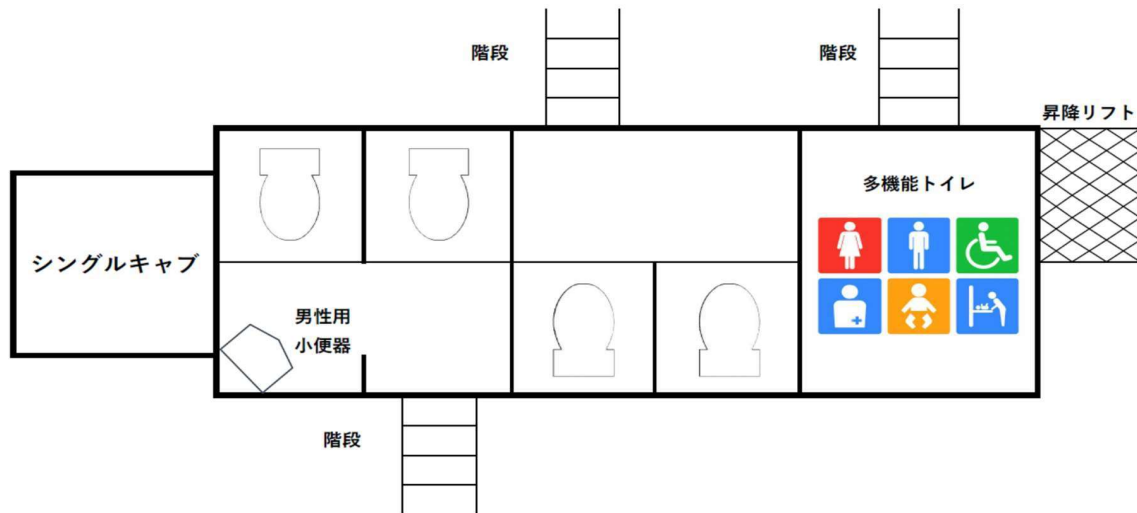
(4) 各ボックスの扉に使用する蝶番、ネジ類は全てステンレス製を使用すること。

19 塗装（ラッピング）

車両全体に施工する。デザイン等の詳細は、協議のうえ決定する。

20 留意事項等

- (1) 完成品は、整備・清掃を十分に行い、納入すること。
- (2) その他不明な点は、発注者の確認および指示を受けること。
- (3) 受注者が、発注者の確認または指示を受けず施工した結果、当該仕様と異なるため修正を求められた場合の費用は、受注者の責任と負担によって実施すること。



21 参考車両配置イメージ図